

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 県議会の議員が招集に応じ会議又は委員会等に出席した場合等の費用弁償の額を改めることとした。（第7条、第8条、別表第4関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第9条、別表第2関係）
- 3 施行期日等
 - （1） この条例は、平成20年11月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）